

酒類の製造・移出等承認申請書の記載要領

- この申請書は、酒税法第 50 条《承認を受ける義務》の規定による承認を受けようとする場合に、提出してください。
- 実際に製造・移出等を行おうとする行為別に申請する場合には、製造・移出等の予定年月日及び表 1 に基づいて承認を受けようとする製造・移出等の具体的内容を記載してください。

なお、承認を受けようとする製造方法の詳細を申告している場合の具体的内容の記載は、次の例示のとおりとしても差し支えありません。

(例) 製造方法の詳細は、令和〇年〇月〇日付で酒税法施行令第 53 条第 3 項により申告したとおりである。

- 法令解釈通達第 2 編第 50 条第 1 項関係の 1 《承認の取扱い》による申請を行う場合には、製造・移出等を行おうとする行為期間（最長 1 年）及び行おうとする行為ごとに表 2 により承認を受けようとする範囲を記載してください。

表 1

申請事項 (根 基 条 文)	製造・移出等の具体的内容
① 酒税法第 3 条第 7 号ロに規定する清酒を製造すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 1 号)	承認を受けて製造しようとする清酒の製造見込数量及び原料白米に対するアルコールの使用数量 (注) 法令解釈通達第 2 編第 50 条第 1 項関係の 2 《法第 3 条第 7 号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い》の(2)に定める試験醸造を行うことを予定している場合には、あらかじめ国税局鑑定官室（沖縄国税事務所主任鑑定官）にご相談ください。
② 清酒にアルコール又は焼酎を加えること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 2 号)	1 清酒及び混和するアルコール又は焼酎の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2 混和後の酒類の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 3 混和後の酒類のアルコール分に対する混和アルコール又は焼酎のアルコール分の総量の比率
③ ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 4 号)	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量、移出する際の着色度及び品目等の表示方法
④ 砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和すること。 (酒税法施行令第 56 条第 2 項第 1 号)	1 砂糖等を加えた焼酎の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2 混和するアルコール又は焼酎の容器別の、木製の容器に貯蔵した期間、数量、アルコール分及びアルコール分の総量 3 混和後の酒類の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量
⑤ 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和すること（砂糖等を加えた焼酎に砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。）。 (酒税法施行規則第 16 条第 1 号)	1 連続式蒸留焼酎並びに単式蒸留焼酎の容器別の数量、アルコール分及びアルコール分の総量 2 混和後の焼酎のアルコール分の総量に対する連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎のアルコール分の総量の比率
⑥ ウイスキーとブランデーを混和すること。 (酒税法施行規則第 16 条第 2 号)	1 ウイスキー並びにブランデーの容器別の数量、アルコール分及びアルコール分の総量 2 混和後の酒類のアルコール分の総量に対するウイスキー及びブランデーのアルコール分の総量の比率
⑦ 税率の適用区分の異なる発泡酒を混和すること。	1 混和前のそれぞれの発泡酒の税率の適用区分及び容器別の数量 2 混和後の発泡酒についての税率の適用区分及び容器別の数量

申請事項 (根 基 条 文)	製造・移出等の具体的内容
(酒税法施行規則第 16 条第 3 号)	
⑧ 酒類に不可飲処置を施すこと。 (酒税法第 50 条第 1 項第 6 号)	1 酒類の品目別、容器別の数量、アルコール分及びエキス分 2 不可飲処置の方法の詳細 (混和物品の品名、規格、数量等)
⑨ 砂糖等を加えた焼酎を製造すること。 (酒税法施行令第 56 条第 3 項)	承認を受けて製造しようとする酒類の製造見込数量
⑩ 木製の容器に貯蔵したアルコール又は焼酎等を移出すること。 (酒税法施行令第 56 条第 3 項)	1 木製の容器に貯蔵したアルコール又は焼酎の容器別の数量、アルコール分、エキス分及びアルコール分の総量 2 木製の容器に貯蔵した期間 3 移出する際の着色度 4 品目等の表示
⑪ 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵すること。 (酒税法施行規則第 17 条第 2 号)	1 貯蔵しようとする砂糖等を加えた焼酎の製造年月日及び製造方法 2 貯蔵しようとする数量、期間及び場所

表 2

申請事項 (根 基 条 文)	承認を受けようとする範囲
① 法第 3 条第 7 号ロに規定する清酒を製造すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 1 号)	平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第 2 編第 50 条第 1 項関係の 2 (法第 3 条第 7 号ロに規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い)の(1)に定める承認基準の範囲内の製造とする。 (注) 法令解釈通達第 2 編第 50 条第 1 項関係の 2 の(1)のイにおける、アルコール使用限度数量のあん分計算を希望する場合には、あらかじめ税務署にご相談ください。
② ウイスキー原酒又はブランデー原酒をスピリッツの製造の原料に供すること。 (酒税法第 50 条第 1 項第 4 号)	平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第 2 編第 50 条第 1 項関係の 7 (ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い)に定める承認基準の範囲内とする。
③ 酒類に不可飲処置を施すこと。 (酒税法第 50 条第 1 項第 6 号)	平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第 2 編第 50 条第 1 項関係の 11 (酒類に不可飲処置を施す場合の承認の取扱い)に定める承認基準の範囲内とする。
④ 砂糖等を加えた焼酎にアルコール又は砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和すること。 (酒税法施行令第 56 条第 2 項第 1 号)	1 混和後のもののアルコール分が 26 度未満であり、混和するアルコール又は焼酎(木製の容器に貯蔵したものと木製の容器に貯蔵しないものの双方を含む。)が木製の容器に貯蔵した期間が 1 年未満のもの。 2 砂糖等を加えた連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎にそれ以外の連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎を混和する場合は、平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1-36 ほか 4 課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第 2 編第 50 条第 1 項関係の 8 (連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認の取扱い)の範囲内(アルコール度数に関する規定を除く。)とする。
⑤ 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和すること(砂糖等を加えた焼酎に砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。) (酒税法施行規則第 16 条第 1 号)	1 連続式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場(単式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場を除く。)の場合 混和後の焼酎のアルコール分が 36 度未満のもので、かつ、連続式蒸留焼酎のアルコール分の総量が混和後の焼酎のアルコール分の総量の 100 分の 50 を超えるものとする。

申請事項 (根拠条文)	承認を受けようとする範囲
<p>⑥ 砂糖等を加えた焼酎を製造すること。 (酒税法施行令第56条第3項)</p> <p>⑦ 木製の容器に貯蔵したアルコール又は焼酎等を移出すること。 (酒税法施行令第56条第3項)</p> <p>⑧ 砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵すること。 (酒税法施行規則第17条第2号)</p>	<p>2 単式蒸留焼酎の製造免許を受けている製造場(連続式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場を除く。)の場合 混和後の焼酎のアルコール分が36度未満のもので、かつ、単式蒸留焼酎のアルコール分の総量が混和後の焼酎のアルコール分の総量の100分の50を超えるものとする。</p> <p>3 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場の場合 混和後の焼酎のアルコール分が36度未満のものとする。</p> <p>木製の容器に貯蔵した焼酎等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第50条第1項関係の13(木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い)の承認基準に規定する範囲内とする。</p> <p>平成11年6月25日付課酒1-36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」(法令解釈通達)の別冊「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」第2編第50条第1項関係の13(木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認の取扱い)の承認基準に規定する範囲内とする。</p> <p>1 砂糖等を加えた焼酎が、木製の容器に貯蔵したことの無いものである場合は、貯蔵期間は1年未満とする。</p> <p>2 砂糖等を加えた焼酎が、木製の容器に貯蔵したことの無いものである場合は、当該貯蔵期間と申請に係る貯蔵期間とを通算して1年未満とする。</p> <p>3 木製の容器に貯蔵したことの無いアルコール等を原料として砂糖等を加えた焼酎又は木製の容器に貯蔵したことの無いアルコール等を混和した砂糖等を加えた焼酎である場合は、当該アルコール等を木製の容器に貯蔵した期間も通算し、当該通算した貯蔵期間が1年未満である場合とする。</p>